

第24期 第26回大津市農業委員会定例総会

1. 開催日時 令和4年6月13日(月) 13時30分から15時00分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

17番 槌田 昌子

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 18番 三田村 美江 委員
1番 高谷 久美子 委員

第2 議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 議案第100号 令和3年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（10月受付分）及び令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（4月受付分）に関する意見について
- 議案第101号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について
- 報告第141号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について
- 報告第142号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- 報告第143号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
- 報告第144号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第145号 農地法施行規則第29条第1項の規定による通知について
- 報告第146号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長

それでは、第24期第26回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号8番 西村 博委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は南部選出の副会長であります宇野 幸太郎委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

(副会長挨拶)

副会長

それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。
本日は、17番、槌田 昌子委員が所用のため、欠席されております。在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、全委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例会総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。

会 長 (会長挨拶)

副会長 ありがとうございます。
それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。
会長、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。
なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言は、ご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。
また、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひいたします。
では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願ひいたします。
大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。
本日の議事録署名人を指名いたします。
18番 三田村 美江 委員
1番 高谷 久美子 委員
よろしくお願ひいたします。
それでは、ただいまから議事に入ります。
議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の木戸につきまして、地元委員より、ご意見をお願ひします。

委 員 No. 1は、譲受人は北比良、譲渡人は木戸で、少し距離はありますが、通常に耕作に行っている距離で、トラクターで走ってもそこその時間で行けるとのことで、耕作について特に問題はないかと思ひます。
同じような田んぼで使うとのことですので、特に問題にならないと思ひますので、ご審議、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2及びNo. 3の伊香立南庄町につきまして、地元委員より、一括してご意見をお願いします。

委員 No. 2の物件、譲受人は、事務局から説明がありましたように、面積が少し足りないということですが、菊の花など、ほかの場所でも頑張っておられ、営農組合にも頑張っておられます。それで、菊の花を出荷されているとのことで、問題ないと思います。

No. 3も、同じように頑張っておられ、この周りに家があるのを一緒に買われ、横にも田んぼがあり問題ないと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 4の仰木七丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 今回のNo. 4の案件ですが、5月21日の11時から地元推進委員とともに、譲受人のところにお伺いし、現地調査をいたしました。12ページの地図にありますとおり、譲受人の田んぼが農道を渡っての両サイドになり、ここに書かれてはいませんが、ビニールで野菜栽培なんかもしておられます。非常に利便性もよく、今現在もここを小作しておられるので、今回話がまとまったということになっておりますので、何も問題ないかと思ひます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は

許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第97号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、説明が終わりましたので、5月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括してご報告をお伺いします。

委 員 5月23日、一日立会委員として現地調査をさせていただきました。

まず、No. 1につきましては、農業用倉庫にするとのことで、周りにも何もなく、別に問題がないと判断します。農業等もやるとのことで大丈夫だと思います。

それから、次のNo. 2の関津一丁目の件に関して、顛末のような形で、申請者の父が、以前より貸借契約で太陽光発電のパネルを設置していました。その土地も含めて、現況に合わせて農地転用の申請をされたということで、隣は申請者のお宅で、別に周りにも何も影響がないと思いますので、これについても問題がないかと思います。

それから、No. 3はNEXCOが借りておられ、その期限が切れることに合わせて恒久的に利用するという申請です。その周りに、次の5条の案件の2筆があるのですが、全部一緒に、3車線化になった関係で、資材置場等が足りないため、そこも今回申請されており、特に大きな問題はないと理解しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の八屋戸につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 No. 1の件につきまして説明いたします。詳しい内容については、事務局、それから一日立会委員からも説明がありました。追加することも特にないのですが、この土

地につきましては、基盤整備当初から持ち主が自分の息子に家を建てるという意図があつて、田んぼの工事はせずに置かれていたもので、今後、農地でなくて農業用倉庫を建てるとの申請があつたものです。

特に今後とも問題になることはないと思いますので、審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2の関津一丁目及び No. 3の枝四丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委 員

No. 2の関津一丁目につきましては、平成26、7年に亡くなったお父さんが太陽光パネルの契約をされて、そのまま放置されていた形です。顛末書にありますように、子が法的に手続を踏もうと進められたもので、近隣等に農地等は何もございません。住宅街だけですので、何ら問題はないと思います。

No. 3の枝四丁目につきましては、平成30年から令和3年までNEXCOに貸していたものです。それが更新に合わせて、NEXCOに恒久転用で貸すことになり、その点、何ら問題はないかと私どもは判断しておりますので、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長

それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長

挙手全員により、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、5月23日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお伺いします。

委員 先ほどに続いてですが、5月23日に一日立会委員として現地調査をさせていただきました。

No. 1は、477号線の拡幅工事で、工事は大分進んでいるのですが、地下道を設置するため、それに対する迂回路をつける設計をされましたところ、図面という青色の土地に迂回路の部分が引かかるので、その部分と左側も迂回路の部分で、転用目的が違うため、再申請をされたもので、特に問題はないと思います。手前であればそこまでする必要がなかったのですが、一部引かかるのでということです。特に問題ないと思います。

次のNo. 2については、42ページの申請地の手前というか、写っていないところに家があります。その家も含めてここを全部所有されるとのことで、家には駐車場は全くないため、こちらに駐車場を持っていきたいということです。

ただし、隣接地に田んぼなどがあり、その辺に柵がしてありますが、その柵はあくまでも鹿避け等々の柵なので、その辺は対応できるように守ってくださいという旨を伝えており、それを守っていただけたらと思っています。

次のNo. 3とNo. 4は、NEXCOの資材置場で、借りていた期限がきて、再申請ということになっています。特に問題ないかと思っていますので、審議のほど、よろしくお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No. 1の真野普門二丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 No. 1の真野普門二丁目ですが、事務局と一日立会委員が説明されたとおり、ほぼ間違いのないと思います。ここは地下道建設のため、はじめ迂回路が予定されていたけれど、面積が必要になり、図面という黄色と青の間の茶色っぽい色のところが申請地になります。ここにも出た残土などを置いて工事していくとのこと。周辺の土地に対しても説明はされていると思いますし、被害の出ないように対策をするということですので、何ら問題ないと思いますのでご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 続きます、No. 2の国分二丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 この物件は、山の山頂に向かうといいますが、奥に上がっていく、車も離合しにくい細い道のところにあり、夜になれば真っ暗になるような場所でございます。一日立会委員が申されましたとおり、何ら問題がないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 続きます、No. 3及びNo. 4の枝四丁目につきまして、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委 員 枝四丁目につきましては、議案第98号の関係で、契約更新ということで、何ら問題はないと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。
 No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は、許可することに決定いたします。
 続きます、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
 続きます、No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第99号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第100号 令和3年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（10月受付分）及び令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（4月受付分）に関する意見についてを議題といたします。それでは、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 （農林水産課 説明）

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はありますか。

（なしの声）

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

令和3年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（10月受付分）について、回答案のとおり、意見なしで回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案100号のうち、令和3年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（10月受付分）は、回答案のとおり大津市あてに回答することにいたします。

続きまして、令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（4月受付分）について、回答案のとおり、意見なしで回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第100号のうち、令和4年度大津農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（4月受付分）は、回答案のとおり大津市長あて回答することに決定いたします。

事務局 （事務局、補足説明）

議 長 ここで一旦議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第141号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認について、報告142号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第143号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第144号 農地法第18条の第6項の規定による通知について、報告第145号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について、報告第146号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

会長 ありがとうございます。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

会長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。
そのほか、何かありましたらお願いします。

(事務局長から前回総会での質問等への回答の補足について)

(事務局から遊休農地パトロールの依頼と日程案配布について)

会長 その他、何かございますか。よろしいでしょうか。
それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。
マイクを司会に渡します。

副会長 それでは、これより暫時休憩とします。今2時35分ですので、2時45分から再開いたします。

< 再開 >

議長 それでは、再開します。
なお、後半部分についても事前に質問等はありませんでしたので、ご意見についてのみ、後ほどお受けいたします。

では、議案第101号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、事務局の説明を求めます。

(事務局、資料に基づき説明)

議 長 ありがとうございました。
 ただいまの説明について、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第101号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」については、この内容で決定し、公表することについて異議はありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ありがとうございます。
 では、議案第101号につきましては、この内容で決定し、公表することにいたします。
 次に、その他、報告案件に移ります。事務局よりお願いします。

(事務局、その他報告案件を説明)

議 長 ただいまの事務局の説明について、何かございましたらお願いします。
 ないようですので、副会長にマイクを渡します。

副会長 それでは、以上をもちまして、第24期第26回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたしました。ありがとうございました。これにて閉会いたします。

議事録署名委員

議 長 (田中 謙一 委員) 印

委 員 (三田村 美江 委員) 印

委 員 (高谷 久美子 委員) 印